

広島県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ケイ・デイ・フド	東広島市黒瀬町榎原六四六番地四	康仁薬局 広支所前店	呉市広古新開二丁目三番二号	平成二五年九月一日
社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	竹原市中央三丁目一三番五号	ほのぼの福祉用具貸与事業所	竹原市中央三丁目一三番五号	平成二五年三月一七日
社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	竹原市中央三丁目一三番五号	ほのぼの訪問介護事業所	竹原市中央三丁目一三番五号	平成二二年四月一五日
社会福祉法人三原市社会福祉協議会	三原市城町二丁目二番一号	三原市社会福祉協議会居宅介護支援事業所梅林	三原市城町一丁目二番一号	平成一七年三月三一日
藤原 秀	三原市頼兼一丁目二番一二号	よりかね歯科医院	三原市頼兼一丁目二番一二号	平成二四年一〇月三一日
有限会社やまさき薬局	尾道市美ノ郷三成二九二四番地	こころ薬局	尾道市新高山三丁目一七〇・三二二〇	平成二五年七月三一日
社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	庄原市西本町四丁目五番二六号	庄原市社協居宅介護支援事業所しようばら	庄原市西本町二丁目一七番二五号	平成二五年三月三一日
社会福祉法人庄原市社会福祉協議会	庄原市西本町四丁目五番二六号	庄原市社協訪問介護事業所しようばら	庄原市西本町二丁目一七番二五号	平成二五年三月三一日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番一四号	アースサポート 東広島	東広島市西条中央三丁目六番一号	平成二五年九月一五日
末森 祐邦	広島市南区出汐一丁目三番一〇一室	あおば歯科クリニック	廿日市市福面二丁目七番二三号	平成二五年三月三一日